

1. 議事日程（平成29年第3回北広島町議会臨時会）

平成29年5月15日
午前10時開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第4号 専決処分の報告について
(訴えの提起について)
日程第4 議案第52号 工事請負契約の締結について
(旧芸北中学校校舎等解体工事)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 浜田芳晴	2番 美濃孝二	3番 真倉和之
4番 湊俊文	5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟
7番 宮本裕之	8番 山形しのぶ	9番 亀岡純一
10番 梅尾泰文	11番 室坂光治	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 伊藤久幸		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 清水繁昭	豊平支所長 堂原千春
総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭	建設課長 砂田寿紀
学校教育課長 石坪隆雄		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、亀岡議員、10番、梅尾議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（伊藤久幸） 日程第3、報告第4号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは、報告第4号について概要を説明します。1ページをお願いします。報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町営特定公共賃貸住宅の明け渡し及び滞納使用料の支払請求に関する訴えの提起について専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細については、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 報告第4号、専決処分の報告について建設課からご説明申し上げます。議案書は1ページ及び2ページでございます。報告第4号は、訴えの提起についての専決処分の報告でございます。支払いを請求する額が60万円以下の場合には、町長専決処分についての指定第4で、町長において専決処分の委任がされております。地方自治法第180条第1項の規定により、議案書2ページ、専決処分第6号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。続きまして、専決処分について説明させていただきます。議案書は2ページでございます。訴訟の内容は、住宅の明け渡しと滞納使用料、損害金支払請求でございます。項目1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。項目2、住宅の名称は松崎団地でございます。項目3、滞納使用料は、平成28年9月から平成29年3

月使用分で19万3907円となっております。項目4、損害金は、平成28年4月1日から明け渡し済みに至るまで、1か月当たり11万8000円となっております。項目5、請求の内容でございますが、これまで債務者に対し、町営特定公共賃貸住宅使用料を滞納しているため、再三にわたる督促を行い、滞納使用料の支払いをしない場合には、賃貸借契約を解除する旨の通知を行いました。しかし、納付も意思表示もないため明け渡しの請求を行い、賃貸借の解除に至りました。しかし、現在に至っても明け渡しがされず、滞納使用料についても納付がないことから、住宅の明け渡しと滞納使用料、損害金の支払いを求める判決及びこれに対する仮執行宣言を求める訴えを提起するため、平成29年4月27日専決処分を行いました。専決処分の報告は以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾であります。説明はお聞きしたのですが、なかなか分かりにくい事例でありまして、こういう事例はないほうがいいわけでありまして、まず、滞納使用料が9月から3月までの7カ月間で19万3907円ということでありまして、端数がついているというのは、どこかまでが内入りがあったのかなというふうに理解をするわけですが、そのところをお教え願いたいのと、損害金が4月から明け渡しまでに11万8000円ちょうどということではありますが、これは一応契約上、損害金等のパーセントが出されているのを滞納額に掛けたらこうなったのかということではありますが、非常に大きい金額、滞納額に比べてかなりの金額ではありますが、そのところを詳しくお聞きしたいのと、この専決処分をしたのはこの1件だけでありまして、この事件と同じように、本人さんに滞納分を納めてもらうように多分催告されたり、取り組みをされているというふうに思いますけれども、その全体的な取り組みをされる部分の件数をお聞きしたい。結果として、ここは1件が専決になりましたけれども、そこまで滞納者が何も動きをされなかったというのがこれであって、そうでなくて、そのことによって納付されたということが必ずやあろうと思っておりますが、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） まずは滞納使用料の関係でございますが、これは入居者負担金が家賃に相当するものですが、2万6000円。それから浄化槽の使用料が1701円ということで、その関係で端数が出ております。それから損害金でございますが、これは設置条例の中で住宅の明け渡し請求という項目がございますが、その中で、家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならないというふうに規定されておりまして、そういった形の請書になっておりますので、その額を上げております。ちなみに、この家賃相当額というのが、家賃は基本的には月に5万9000円でございます。その家賃から入居者の所得によって入居者負担金というのがありますので、所得に応じて2万6000円の負担金となっているところでございます。それから、他の件数ということでございますが、まだ28年度は決算しておりませんので、27年度の決算の報告にとどめさせていただきたいと思っておりますが、28年度で27年度からの滞納繰越分、これが23人おられました。町営住宅の関係です。特定公共賃貸住宅を含む町営住宅の関係では23人おられまして、決算では9人という形で決算をしております。随時、督促、催告、それからいろんな手段によりまして納付のほうは催告をさせていただいているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

- 10番（梅尾泰文） よく分かりました。今のこの件についてであります。今の状態がこのまま続くと、またさらに続くと判決及びこれに対する仮執行の宣言を求める訴えを提起することではありますが、提起するというの具体的などうするというものであります。お聞きをいたします。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） これは専決処分でございますので、既に訴状のほうは、可部簡易裁判所の方へ提出して、受付をしていただいております。今後、口頭弁論がありまして、判決がされるという運びになろうかと思っております。
- 議長（伊藤久幸） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第52号 工事請負契約の締結について

- 議長（伊藤久幸） 日程第4、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第52号について概要を説明します。3ページをお願いします。議案第52号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、旧芸北中学校校舎等解体工事について請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細については担当から説明します。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 議案第52号、工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。1、工事名、旧芸北中学校校舎等解体工事。2、工事場所、北広島町川小田10075番地1、旧芸北中学校。3、工期、北広島町議会の議決のあった日の翌日から平成30年2月28日まで。4、請負金額9072万円。5、請負者、広島県山県郡北広島町本地10710番地1、福井建設株式会社北広島営業所所長、北野浩。校舎、体育館、寄宿舎でございますが、地震等の振動及び衝撃に対して倒壊の危険性があるため解体をするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 9番、亀岡です。確認なんですけども、旧芸北中学校校舎等ということで、今説明がありました中に、校舎、寄宿舎、体育館というふうに言われましたが、これは3つとも、その全てを解体して全部更地にするということでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 議員がおっしゃいましたように、校舎、体育館、寄宿舎の解体を全てします。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。この校舎等の解体につきましては、4者で入札があったわけではありますが、福井建設が落札をされたということでもあります。まず、予定価

格とそれから落札率をお教え願いたいのと、それから落札した事業者が北広島町の本地であります。福井建設株式会社北広島営業所であります。北広島の本地に福井というのが、以前も事業されたことがありますけれども、事業、営業所でありますから、常に従業員がいらっしゃるのかどうか分かりませんが、私が行ってみるところ、動いているのかな、どうなのかなということがちょっとよく分からないのでありますから、そのところどのような、調査の結果、この会社に落札になったのかという状況をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは財政課のほうからご答弁のほうさせていただきます。まず、1点目の予定価格は幾らか。それから入札率は幾らかということでございまして、予定価格につきましては、税込みの1億2794万1120円でございます。入札率につきましては、70.9%でございます。同社につきましてはの状況でございますけれども、以前より町内業者として財政課のほうは登録をさせていただいております。実績につきましては、平成23年度に千代田中学校耐震補強大規模改修工事について、請負業者として発注のほうさせていただいた実績のほうがございます。それから営業所のほうで登録させていただいておりますけれども、事業所のほうは、本地の流通団地の入り口に位置しております。事務所のほうもでございます。財政課のほうも現地のほう確認させていただいております。速やかに、発注ということになりますので、技術者等の確認も既に済んでおります。支店の技術者は配置がされておりますので、建設業法等では問題のほうはございません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） この業者は、過去、平成23年に千代田中学校のということがありましたけれども、そのときにも同じ、議員側から質問があつて、営業所でもあるし、常時常駐されておる事務員さん、あるいは職員さんがいらっしゃるのかなというふうなことがあったわけですが、そのところは、しっかり調査をしておるといふうに今お聞きをしましたが、確認はいつされたんでしょうか。お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 開札を行いまして、確かな日にちは覚えておりませんが、開札の日以後2～3日以内に現地のほうへ職員赴きまして、確認はさせていただいております。そのときも従業員さんはいらっしゃいました。営業の実態はあるというふうに判断させていただいております。以上です。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。今の質問とも関連するんですが、営業実態としては平成23年以降はないということであると思います。昨年6月に中小企業・小規模企業振興基本条例というのが制定されました。この目的は、北広島町の発展に果たす重要な役割を中小企業、小規模企業は担っていることに鑑みて、中小企業、小規模企業の振興について基本的な事項を定めていると。そういうことで、町内に事務所、または事業所を有する者を対象とした条例というふうに掲げています。何をやるかの点で、町の責務として、第5条の3に、町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとするというふうに昨年6月に条例が決まったわけです。これに基づいて執行されていると思いますけれども、先ほど話があったように、町内の発展に果たしているのかどうかという点が非常に重要だと。4年間も事業もされていないし、従業員

も何人いるか分かりませんが、クエスチョンだと。本来であれば、地元の例えば町内に本社を有したり、実質的な役割を果たしているというふうなことまで踏み込んだ状況をつくって発注しなくてはならないんじゃないかというふうな条例だというふうに思いますが、その条例に沿って、この入札は行われたのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 入札につきましての再質問でございますけれども、本工事につきましては、一般競争入札のほうを発注の要件につきましては、町内業者を対象に一般競争入札で発注をさせていただいたものでございます。先ほどございましたけれども、北広島町中小企業・小規模企業振興基本条例第5条3につきまして、常日ごろ、町内業者の受注拡大ということは常に念頭に置いて発注のほうはさせていただいております。お手元の資料の入札執行状況のほうをご覧いただければと思いますけれども、この工事の応札につきましては、町内業者4者でございます。町内業者優先ということはまずありますけれども、公平な発注ができたというふうに判断をしております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 公平かどうかというのは微妙なところなんで差し控えますけれども、この条例に基づいて、本当は町に発展するために役割を果たしているかどうかという点で先ほどの質問をしたわけです。これが一般競争入札でやったことがどうだったのかということも含めて、この条例の執行の仕方ということについて、以前も聞きましたが、これは第11条の産業振興会議というのがありますが、この会議を設置すると。設置して具体的な話を詰めていくということが、この間されてきました。先ほどあったように、町内業者とはどういうものか、事業所とはどういうふうに判断するのか。一般競争入札なのか指名競争入札なのか、さまざまあると思います。そういう点で、本当に地元の業者で貢献している人たちが仕事を請けるようにするためにはどうするかということを検討するのがこの会議だと思いますが、この会議は設置されているのでしょうか。伺います。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 建設工事の発注につきましては、年度末に審査会のほうを内部のほうでさせていただいております。一般競争入札につきましては、請負金額の1000万円以上を一般競争入札とさせていただいているところでございます。重複いたしますけれども、今回の案件につきましては1000万円を超えるということで、町内業者に縛りをかけて発注をさせていただいたものでございます。いつもご答弁させていただいておりますように、発注に当たっては町内業者優先、それから大規模なものにつきましては特約事項を定めて、契約の時点で、発注者に対して下請業者については町内業者、それから資材についても、極力町内の資材を購入するようにお願いしているところでございまして、振興に当たっても、職員のほうであらゆる機会を通して指導しておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 最後になりますけれども、町内業者には該当するでしょう、条例上でも。しかしその実態が問題だと思うんです。その実態についてどうなのか。また、今までの仕組みじゃなくて、条例に基づいてどういうふうにしていくかということが問題だと思うんです。この産業振興会議の設置がどうかという話も答弁がなかったんですが、まだ設置されていないのであれば、いつ設置をして、どういうふうな形で設置をして審議をしていくのかということをお願いいたします。

にお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 産業振興会議については、商工観光課の所管で行っておりますので、私のほうから返答をさせていただこうと思いますが、機関はつくって協議を開始していると認識しております。私も出席はしておりませんので、具体的な内容まではわかりませんが、設置はさせていただいているというふうに思っております。ただ、これから中小企業の関係につきましても、どういう振興が図れるかというものは、まさにこれからでありまして、入札関係につきましても、ルールに従ってやらせていただいておりますということでありまして、改善すべき点、改善できる点があれば、当然改善をして進ませていただこうと考えております。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 設置しているという認識ですけれども、先日、課長に聞いたら、まだ設置しないと。委員も公募するという話もされてました。ちょっと町長の認識は、それで間違いないんでしょうか、確認します。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 課長のほうに確認はしておりませんので、何とも言えませんが、こういう形で設置をするというのは、もうかなり以前に話をしました。それから商工会との協議を進めていくということでありましたので、できておるものというふうに認識をしておりました。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第52号、工事請負契約の締結についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第52号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで平成29年第3回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 30分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員